

平成 22 年 8 月 20 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

生命保険商品「WAYS（ウェイズ）」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之）は、平成 22 年 8 月 23 日（月）より、終身保険「WAYS（ウェイズ）」（引受保険会社：アフラック〈アメリカンファミリー生命保険会社〉）の取扱いを開始します。本商品の主な特徴は以下のとおりです。

1. 将来のニーズに応じて希望の保障や年金を選択可能

ご契約後当面は、万一の場合の死亡保障を準備しつつ、将来、保険料払込期間（契約時点
で、「60 歳払済」「65 歳払済」「70 歳払済」の 3 つの期間から選択）終了後の保障について、
万一の際に備える終身の『死亡保障』の継続のほか、病気やケガに備える終身の『医療保障
（※）』、介護に備える『介護年金』、老後の生活資金を準備する『年金』の中から、お客さ
まのニーズに応じて、選んでいただくことができます。

（※）お客さまの健康状態に係らず、「医療保障」の選択が可能です。

2. 保険料の払込方法が選択可能

保険料の払込方法として、保険料を定期的にお支払いいただく「平準払」（「月払」「半年
払」「年払」から選択）と、保険料を契約時にまとめてお支払いいただく「一括払（全期前
納払）」が選択可能です。

そのため、主に 20 歳代～40 歳代の、一定の収入の中から毎月保険料をお支払いいた
だくことにより保障を準備したいお客さまや、50 歳代以降の退職金等を原資に、保険料
を一括で支払って、老後の必要な保障を準備したいお客さま等、幅広い年代のお客さまの
ご希望にお応えすることが可能です。

三井住友銀行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の
充実に取り組んで参ります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、各商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 「未来の自分が決める保険 WAYS (ウェイズ)」 商品概要 >

正式名称	終身保険〔低解約払戻金型〕
保険期間	終身
保険料払込期間 (保障移行可能年齢)	60歳払済、65歳払済、70歳払済 (払済年齢=保障移行可能年齢)
契約年齢	60歳払済 : 0歳～満55歳 65歳払済 : 0歳～満60歳 70歳払済 : 0歳～満65歳
保険料払込方法	月払、半年払、年払、一括払 (全期前納払)
最低保険金額	200万円 (100万円単位)
最高保険金額 (告知書扱)	満15歳未満 : 1,000万円 満15歳以上 満39歳以下 : 1,500万円 満40歳以上 満60歳以下 : 1,000万円 満61歳以上 : 800万円
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保障移行可能年齢前 死亡保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ保険金 ○ 保障移行可能年齢後 【死亡保障 (移行手続不要)】 死亡保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ保険金 【医療保障コース (保障移行可能年齢の2年前に選択要)】 疾病入院給付金、災害入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金 先進医療一時金、健康祝金 死亡保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ保険金 【介護年金コース (保障移行可能年齢の2年前に選択要)】 公的介護保険制度連動年金 【年金コース (保障移行可能年齢以降の契約当日に選択可能)】 年金
解約払戻金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保障移行可能年齢前 アフラックの「終身保険」の解約払戻金の70%水準 ○ 保障移行可能年齢後 【死亡保障】 継続した死亡保険金額分の経過年数に応じた金額 【医療保障コース】 入院給付金日額の30倍と、変更後の死亡保険金額分の経過年数に応じた金額 【介護年金コース】 【年金コース】 解約不可 (ただし、以下の取扱による一時金支払は可能) 介護年金支給前 保険料払込満了日翌日の解約払戻金に所定の利率を乗じた金額 年金・介護年金支払期間中 未払年金現価

<生命保険に関する留意点>

- ご検討にあたっては、各商品の契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。
- 保険商品の一部には、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかるものがありますが、商品により異なりますので表示することができません。
- 保険商品の一部には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込む等のリスクがあります。
- 当資料に記載しております保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。このため、契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- 保険商品は預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡保険金額・解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- 保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。
- 保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。